

管 理 者 選 任 届

令和 年 月 日

半 田 市 長 殿

貯水槽設置申込者

住 所

氏 名

連絡先 電話

施設の名称

所 在 地 半田市 町 丁目 番地

専 用 栓 第 号

施設の概要

貯水槽の数及び有効容量 槽 m³

貯水槽の材質 FRP・鉄・ステンレス・その他 ()

施設の主な用途 共同住宅・学校・その他 ()

今般、上記場所に貯水槽（受水タンク）を設置するにあたり、下記の者を管理者に定めましたのでお届けします。なお、管理にあたっては、下記事項を遵守すると共に漏水等で貴市にご迷惑をお掛けしません。

記

1. 貯水槽の管理者

住 所

氏 名

連絡先 電話

2. 次に掲げる管理基準に従い、管理します。

- ① 水槽の掃除を1年以内毎に1回、定期に行います。
 - ② 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講じます。
 - ③ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する厚生労働省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行います。
 - ④ 供給する水が人の健康を害することを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じます。
3. 前項の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行います。
 4. 漏水を発見したときは、すみやかに止水し、下記の半田市指定給水装置工事事業者に修理を依頼します。

半田市指定給水装置工事事業者

給水装置工事主任技術者

連絡先 電話番号

※ 上記について管理者等の変更がございましたら半田市水道部上水道課にご連絡ください。